平成２９年　第５回　定例教育委員会 会議録

招集日時	平成２９年５月１６日　　午後６時３０分
開会日時	平成２９年５月１６日　　午後６時３０分
閉会日時	平成２９年５月１６日　　午後７時１９分
開催場所	ふじみ野市役所本庁３階　災害対策室
教育長	朝　倉　　孝

委員出席状況	席番	氏　名	出席別	説明のため出席した者			
	1	冨田信太郎	出	教育部長　土屋 浩	出	社会教育課長　佐藤龍司	出
	2	塩野　好一	出	学校教育管理監　朝倉美由紀	出	大井図書館長　宮井さゆり	出
	3	山城いづみ	出	教育総務課長　皆川恒晴	出	大井中央公民館長　岩崎明央	出
	4	伊藤　英夫	出	学校教育課長　榎本 崇	出	上福岡歴史民俗資料館長　橋本鶴人	出
				学校給食課長　小林 清	出	学校給食課主幹　岡田 彰	出

書　記	教育総務課副課長 佐々木拓郎	傍聴人数	０人

会　議　概　要

議　事　等

第１３号議案「平成２９年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて」（可決）

第１６号議案「ふじみ野市地域協働学校（コミュニティ・スクール）検討会議要領の一部を改正することについて」（可決）

報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立小・中学校管理規則の一部を改正することについて）」（承認）

報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて）」（承認）

報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する訓令について）」（承認）

報告事項「専決処理に関する報告について（ふじみ野市通級指導を埼玉県立盲・ろう・養護学校で行う場合の実施要綱の一部を改正することについて）」（承認）

報告事項「専決処理に関する報告について（平成２８年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書について）」（承認）

（１８時３０分）	**○開会の宣告**
教育長	ただ今から、平成２９年第５回定例教育委員会会議を開催いたします。
	○会議録の承認
教育長	まず始めに、前回定例会会議録の承認についてです。 事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等はございますか。
各委員	（確認事項なし）
教育長	特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	それでは、会議録につきましては、この内容で承認といたします。 後ほど、委員の皆様の御署名をお願いします。
	○教育長からの報告
教育長	次に、報告をさせていただきます。 **新年度の学校及び社会教育施設の状況について** 今まで学校と社会教育施設を訪問していますが、年度当初、各学校・施設とも順調に滑り出しております。 学校については、今月末の土曜日に中学校６校が体育祭を行うため、既にその練習をしています。 また、小学校５校が６月の第１土曜日に運動会を予定していまして、既に準備に入っています。 この頃は大変暑くなってきましたので、熱中症が心配ですが、現在までのところ各学校とも児童・生徒への安全配慮がしっかりとなされており、事故等の報告はありません。 以上、報告させていただきましたが、確認事項等はございますでしょうか。
各委員	（確認事項なし）
教育長	よろしいでしょうか。

	○本日の議事
教育長	それでは議事に入ります。本会議に提案させていただいた議事の件数は、議案２件、報告事項５件です。
	○提案理由の説明
教育長	では、教育部長から提案理由をお願いします。
教育部長	（提案理由の説明）
	○第１３号議案
教育長	はじめに、先月から継続審議となっております第１３号議案「平成２９年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて」を議題といたします。 先月、委員の皆様から御意見を頂戴し、担当課においてアクションプラン（案）を見直しました。 その見直し内容についての説明を教育総務課長よりお願いします。
教育総務課長	先月の定例教育委員会会議から継続審議となっています第１３号議案、平成２９年度ふじみ野市教育振興基本計画アクションプランを策定することについて説明いたします。 本日は、先月、委員の皆様からいただいた御意見に基づき、各所管課が修正した箇所を御説明いたします。 早速ですが、５ページの一番下、施策の展開「④特別支援教育の充実」を御覧ください。 平成２８年度実績に「通級指導教室設置校３校」、平成２９年度目標値に「通級指導教室設置校４校」、平成３１年度目標値に「中学校通級指導教室設置校１校」を加えました。 次の６ページを御覧ください。 上から２つめの指標中「子供」を「児童・生徒」に改めました。 １４ページ、一番下の施策の展開「④学校・家庭・地域連携の充実」を御覧ください。 「地域協働学校の推進」を「地域協働学校の取り組みの一環である学校応援団の協力による見守り活動の充実」に改めるとともに、平成２８年度

	実績、平成２９年度目標値、平成３１年度目標値のいずれも「各校での見守り活動１００％実施」としました。 １７ページ、施策の展開「①家庭・地域の教育力を生かす教育の充実」の上から３つめの施策の展開「地域協働学校の推進」を御覧ください。 平成２８年度実績を「地域協働学校検討会議設置」、平成２９年度目標値を「周知のための全体研修会の実施」、平成３１年度目標値を「中学校１校の設置を含めた取組校の拡大」に改めました。 ２２ページと２３ページを御覧ください。 施策の展開「③地域の歴史文化の継承と文化振興の促進」に新たな指標として「福岡河岸記念館の改修工事（三階離れ、管理棟)」、「旧大井村役場の改修工事」を加えました。 ともに今年度施工します。 先月いただきました御意見に基づく修正箇所は以上のとおりですが、ほかに担当課から申し出がありました修正箇所を申し上げます。 申し訳ありませんが１０ページにお戻りいただき、施策の展開「⑨食育の推進」を御覧ください。 指標「食物アレルゲン除去食の献立表等の作成・配布」が最初と最後にダブっていますので、最後の指標を削ってください。 ページが飛んでしまい申し訳ありませんが、２１ページ、施策の展開「①市民の生涯学習・社会教育活動の支援」のうち、資料館の指標の一番目「郷土の伝承あそび・昔のおうちできく昔話など子ども対象の体験学習」を御覧ください。 平成２８年度実績「年１０回実施」を「年１１回実施」に改めました。 ２３ページを御覧ください。施策の展開「⑤市民の学びを支える環境整備」の上から４つめの指標「資料の充実」の平成２８年度実績値が確定しました。５６８，９９３点です。 この実績値を受け、平成２９年度及び平成３１年度目標値を５６９，５００点及び５７０，０００点にそれぞれ上方修正します。 その下の指標「貸出点数」も同様に、平成２８年度実績値が９７６，１８６点と確定し、これにより平成２９年度及び平成３１年度目標値を９８５，０００点及び９９４，０００点にそれぞれ上方修正します。

	次の２４ページ、上から４つめの指標「レファレンスサービスの充実」も同様に、平成２８年度実績値が１２，３５７件と確定し、これにより平成２９年度及び平成３１年度目標値を１２，４００件にそれぞれ上方修正します。 先月いただきました御意見に基づく修正箇所及び担当課から申し出がありました修正箇所の説明は以上です。 御審議よろしくお願いいたします。
教育長	学校教育管理監。
学校教育管理監	申し訳ありません。４ページを御覧ください。 下から２段目、「問題解決的な学習の定着や能動的で対話的な」の所ですが、「能動的で対話的な深い学び」を「主体的・対話的で深い学び」に修正します。よろしくお願いいたします。
教育長	それでは、この修正案について、各委員の皆様から御質問・御意見がございましたらお願いします。
冨田教育長職務代理者	ただ今御説明いただきましたが、本件は３月の定例教育委員会会議において説明していただき、４月の定例教育委員会会議で御意見を申し上げまして、本日修正案としてまとめていただきました。 大変お手数をおかけしましたが、より良いものになったと思います。 御苦労があることは重々承知しておりますが、まだ完璧ではないと思います。以前と比較するととても良くなっていますが、特に指標についてはこれで十分であるかは判断が難しいところではあります。 先進的な取り組みとしてこのように示していただいて、このような努力の積み重ねがより良い教育行政の実現に繋がっていくのではないかと思います。 毎年のアクションプランを作っていただく際に、前年度の目標に対しどのくらいの達成度であったかが分かるものであれば、前年度の取り組みの成果が見られて更に翌年度のプランに活かされていきます。 アクションプランを見れば実績と今後の目標が一目瞭然である、教育委員会の動きがよく分かる、というものになると良いと思います。 そのためには、また大変な御努力が必要かと思いますが、ぜひチャレンジしていただくようお願いします。

	また、もう一つわがままを言えば、年度初めには策定についての審議を終えているのが望ましいと思います。 前年度の実績を踏まえる必要もあろうかと思いますが、できるだけ策定時期を早めていただくことを意見として申し上げます。
教育長	策定時期については、内部でも「もう一月早めよう」と確認しました。 それと、目標の達成率はできるだけパーセンテージで示せるように、今後も検討していきます。 私から宮井館長に質問しますが、２３ページ・２４ページの平成２８年度実績値が確定したのはいつですか。
大井図書館長	今日です。
教育長	今日確定して、早速入れてくれたのですね。 そうすると、実績値確定前の目標は、平成２７年度の数値を参考にして定めたということでしょうか。
大井図書館長	そのとおりです。
教育長	平成２８年度実績値が平成２７年度よりも上がったために平成２９・３１年度目標も上げたということですよね。
大井図書館長	そうです。平成２７年度に上福岡図書館に指定管理者制度を導入して、開館時間が増えたこと等もありまして伸び率が高くなっています。
教育長	そのような成果が数値の伸びに現れていると解釈してよいのですね。
大井図書館長	はい。
教育長	あと１点、学校教育課について、５ページの通級指導教室で平成３１年度の目標値「中学校の通級指導教室設置校１校」とあります。 これについては、今までは特に県教委において「発達障害の通級指導教室は小学校段階まで」と強く言われておりました。 中学以降については、「通級指導教室への依存性が高まるので、小学校段階でとどめるべきである」と言われていましたが、最近、国が高校において発達障害のための通級指導教室を始めることとしました。 そうなると、当然、「その前段階の中学校においても」となった訳ですので、今までの流れと少し変わってきました。 中学校における通級指導教室の展開の仕方については、まだ具体策は出てきていないのですが、ニーズに基づいて指標の目標値としましたので説

	明させていただきます。 　これから詰めていくべき点が多々あろうかと思います。 　この点については、今後、委員の皆様の御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 　ほかにいかがでしょうか。
冨田教育長職務代理者	前回の会議で御意見申し上げまして、２２ページ・２３ページの福岡河岸記念館及び旧大井村役場庁舎の改修工事を入れていただき、ありがとうございます。 　話が逸れてしまったら申し訳ないのですが、ＢＳ朝日の「百年名家」でも取り上げられました。今週放送したのは赤坂の迎賓館でして、全国的な番組に取り上げられたことは誇ってもよいのではと思います。 　こちらに工事の内容がありまして、目標値に「体験学習」と「イベント」とありますが、今まではコストをかけるのは維持していくためでしたが、これからはふじみ野市の中の貴重な観光資源として、観光又は文化についての未来への投資として、ぜひまた先進的な取り組みをお願いしたいと思います。
教育長	ほかにいかがでしょうか。 　修正箇所以外の部分についての御質問・御意見でも結構です。何かございますでしょうか。橋本館長。
上福岡歴史民俗資料館長	申し訳ありません。２１ページの資料館の指標について、先ほど平成２８年度実績値を「年１１回」に改めたことに伴い、平成２９・３１年度目標値も「年１１回」に改めさせていただきます。
教育長	では、ただ今の件も含めて御質問や御意見はありますでしょうか。
各委員	（質問・意見なし）
教育長	他に御質問・御意見がないようですので、お諮りします。 　第１３号議案は、この修正案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	（全員賛成）
教育長	賛成総員と認め、第１３号議案は、修正案のとおり決定いたします。
	○第１６号議案
教育長	次に、第１６号議案「ふじみ野市地域協働学校（コミュニティ・スクー

	ル）検討会議要領の一部を改正することについて」を議題といたします。 本議案の説明を学校教育管理監よりお願いします。
学校教育管理監	よろしくお願いします。第１６号議案を１枚おめくりいただき、会議要領を御覧ください。地域協働学校については、平成２８年度地域協働学校検討会議を開催し、市長部局の関係各課との協働により検討を進めてまいりました。 平成２９年度の検討会議の開催準備として、関係各部長に地域協働学校の進捗状況を報告したところ、福祉部から高齢福祉課に加えて福祉課を加えてほしいとの要望がありました。 学校が核となる地域協働について、一定の理解が得られたと考えられます。 つきましては、次のページの新旧対照表の別表（第３条関係）に示すとおり、下線部の福祉課長を加えることについて提案いたします。 なお、この会議につきましては、２８年度には６回開催し、市長部局との協働による検討が評価され、文部科学省の『首長部局との協働による新たな学校モデル構築事業』を全国で１０自治体の一つとして指定されました。以上です。
教育長	この案件について、各委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
山城委員	高齢福祉課は高齢者を対象とするのだと思いますが、福祉課の対象はどのような方でしょうか。
学校教育管理監	福祉課は、「地域包括ケアシステム」という市内全域の福祉行政のシステムづくりをしています。 その課が加わって、子供も地域の大人も包括的に取り組むための検討をしていきたいという趣旨です。
教育長	ほかに御質問はございますか。
各委員	（質問なし）
教育長	他に質問がないようですので、お諮りします。 第１６号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	（全員賛成）
教育長	賛成総員と認め、第１６号議案は、原案のとおり決定いたします。

	〇報告事項
教育長	次に、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立小・中学校管理規則の一部を改正することについて)」、学校教育課長より報告をお願いします。
学校教育課長	学校教育課長の榎本です。よろしくお願いします。 専決処理に関する報告、ふじみ野市立小・中学校管理規則の一部を改正することについて御説明いたします。 本件は、学校教育法の一部改正が平成２９年３月３１日に公布され、同年４月１日に施行されたことを受け、本市小・中学校管理規則の一部を改正するものです。 変更点について説明します。新旧対照表を御覧ください。 これまで、事務職員の職務内容については、「従事する」という文末表現となっていましたが、改正案では「つかさどる」となります。 「従事する」と「つかさどる」の違いについては、文部科学省の説明が通知されていますので、その部分を読み上げます。 「今回の改正は、教育指導面や保護者対応等により学校組織マネジメントの中核となる校長、教頭等の負担が増加するなどの状況にあって、学校におけるマネジメント機能を十分に発揮できるようにするため、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員の職務を見直すことにより、管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することをめざすものです」。これが文部科学省の説明です。 ちなみに、学校教育法第３７条に学校職員の職務が規定されていますが、校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭の職務は、すべて「つかさどる」という表現を用いております。今回の改正で、事務職員の職務も同じ表現となりました。 本件は、「教育委員会会議における議案の取扱い等に係る申し合わせ事項」のうち、「教育委員会における議論の余地がない議案」と判断し、教育長の専決処理としましたので御報告いたします。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお

	願いします。
各委員	（質問なし）
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
	○報告事項
教育長	次に、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて）」、大井中央公民館長より報告をお願いします。
大井中央公民館長	大井中央公民館の岩崎です。よろしくお願いします。 専決処理しましたふじみ野市立公民館条例施行規則の一部改正について御報告いたします。 このことにつきましては、先月の教育委員会会議において専決処理いたしました「ふじみ野市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正」に伴い、字句の修正を行う改正内容です。 資料を２枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。 第４条第１項は、公民館に配置している職名を列挙していますが、副館長職は置いていないため削りました。 その他の改正は、ほかの規則と同じ言い回しにする等、表現方法を改めたものであり、内容は変わっておりません。 今回の規則改正は、ただいま申し上げましたとおり字句の修正が主なものであるため、「教育委員会会議における議案の取り扱い等に係る申し合わせ事項」に定める「教育委員会における議論の余地がないもの」と判断し、専決処理しました。 報告は以上です。よろしくお願いいたします。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	（質問なし）
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）

教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
	○報告事項
教育長	次に、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部を改正する訓令について）」、教育総務課長より報告をお願いします。
教育総務課長	ふじみ野市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱の一部改正を専決処理したことについて報告いたします。 要綱のどこを改正したか、なぜ改正したか、改正に伴う補完措置は何かあるのか、なぜ専決処理したか、について順次報告します。 まず、要綱のどこをどう改正したかについてですが、資料を２枚めくっていただき新旧対照表を御覧ください。 改正点は２点あります。 １点目は、第４条の任用手続の規定の中で「所属長」を定義していましたが、これを削りました。 ２点目は、別表第１中「下記２～１５」を「この表の２の項から１５の項まで」に改めました。 では、なぜこのように改正したかについて申し上げます。 まず、１点目の第４条の定義規定を削った理由です。 第４条中の定義によれば「所属長」とは、課長と学校以外の教育機関の長でしたが、これに「小・中学校の学校長」を至急加える必要があったためです。 学校短期欠員補充教職員、中学校教科補充講師、少人数指導支援員、生徒指導支援員、特別支援学級等介助員、いじめ等対応支援員に対する勤務時間の割り振り、休憩時間の変更、夏季休暇や特別休暇の承認、被服の貸与、人事評価の実施等は、改正前の臨職要綱では「課の長」すなわち学校教育課長が行わなければなりませんでしたが、実際は学校長がこれらを行っており、また、そのようにすることが適当であるため、規則どおりとなるように実態を変えるのではなく、実態に合うように緊急に規則を改正すべきと判断しました。 改正方法としては、改正前の「所属長」の定義に「ふじみ野市学校設置

	条例第２条に規定する小学校及び中学校の学校長」を加えるという方法も考えられますが、そのように改めますと第４条の定義規定が更に長くなって読みづらくなります。 　そこで、第４条の定義規定を削る改正を行いました。 　次に、２点目の改正事項、別表第１を改正した理由は、単に字句を改めたものであり、内容は変わりません。 　では、次に、第４条の定義規定を削った場合、定義は不明になってしまわないのか、何か補完措置はないのかという点については、資料の最後のページに参考資料として添付した通知を御覧ください。 　臨職要綱第２２条では「定めのない事項については、市長部局の臨職要綱の例による」という準用規定がございます。 　市長部局の臨職要綱を見ますと、第２４条に「この要綱の実施に関し必要な事項は、人事担当課長が定める」という委任規定があります。 　そこで、この規定を準用して、補完措置として参考資料の通知を教育総務課長が発出しました。 　内容は、個々の臨時的任用職員ごとに所属長を明示したものでございます。 　この改正は、先ほども申し上げましたとおり、現場の運用に合わせるべく規則を至急改正する必要があったため、教育長に対する事務委任規則第２条第３項に基づき教育長の専決処理としました。 　報告は以上です。よろしくお願いいたします。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	（質問なし）
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
	○報告事項
教育長	次に、「専決処理に関する報告について（ふじみ野市通級指導を埼玉県立盲・ろう・養護学校で行う場合の実施要綱の一部を改正することについ

	て)」、学校教育課長より報告をお願いします。
学校教育課長	専決処理に関する報告、ふじみ野市通級指導を埼玉県盲・ろう・養護学校で行う場合の実施要綱の一部を改正することについて御説明いたします。 通級指導実施要綱の一部改正については、平成２９年３月２４日第３回定例教育委員会会議で報告させていただいたところですが、そのことに伴って改正する他の要綱について、文言等の整理がまだなされていなかったので、ここで改正を行いました。 変更点を説明いたします。新旧対照表を御覧ください。 変更点は２点です。まず、一つ目は、要綱の名称について、これまで「埼玉県立盲・ろう・養護学校」となっていたものを「埼玉県立特別支援学校」に変更しました。二つ目は、第２条２について、同様の文言整理を行いました。これらの改正は、いずれも学校教育法の一部改正を受けたものとなります。 本件は、「教育委員会会議における議案の取扱い等に係る申し合わせ事項」のうち、「教育委員会における議論の余地がない議案」と判断し、教育長の専決処理としましたので報告いたします。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
各委員	（質問なし）
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。
	○報告事項
教育長	次に、「専決処理に関する報告について（平成２８年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書について)」、教育総務課長より報告をお願いします。
教育総務課長	「平成２８年度ふじみ野市教育委員会の事務に関する点検及び評価報告書」について御説明いたします。 報告書の１ページをお開きいただき、「参考」を御覧ください。

	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条により、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない。」と定められております。 また、「その点検・評価を行うに当たっては、学識経験者の知見の活用を図る」と定められております。 これは、平成１９年の地教行法改正により加えられた規定です。 法改正以降平成２２年度まで、本市は、教育委員会が独自に学識経験者を委嘱して点検・評価を行ってまいりました。 平成２３年度からは、本市の総合振興計画とリンクした全庁的な外部評価制度を導入することになりましたので、当該外部評価の結果をもって教育委員会の点検・評価とすることとしたものです。 外部評価の結果をもって教育委員会の点検・評価とするため、教育委員会における議論の余地が無いものと判断して専決処理し、本日御報告するものです。 お手元の報告書は、「教育委員会の概要」や「教育行政重点施策」も含む構成となっていますが、ここでは今回の評価の内容に重点を置いて御説明いたします。 では、お手元の報告書２ページをお開きください。 上の表、「体系表」の評価年度の欄「H28」に○がついている「施策２１歴史文化の継承と豊かな感性を育む文化活動を進めます」に該当する事業が今回の評価対象です。 この施策のうち、「事務事業一覧」の表の３ページにあるとおり、「文化財保護事業」、「埋蔵文化財調査事業」、「市民文化祭事業」、「歴史民俗資料館及び郷土資料館における教育普及事業」、「各館の管理運営事業」が、この施策の事業です。 評価対象施策に係る外部評価委員さんからの事前質問及びそれに対する教育委員会の回答は、報告書２１ページから２８ページまでのとおりです。 評価結果は３０ページのとおり、２００点満点中１４８点、「一部適正な評価が行われていない」という結果でした。 各委員による「評価の視点」ごとの評価結果は３０ページのとおりです。

	また、定性的評価及びそれに対する教育委員会の意見は、３１ページ及び３２ページのとおりです。 報告は以上です。よろしくお願いいたします。
教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様から御質問がございましたらお願いします。
冨田教育長職務代理者	１８ページ・１９ページの「施策を構成する事務事業」に「今後の方向性」というのがあり、ほとんどの項目が「継続」ですが、１番の施策「文化振興事業」と１４番の施策「福岡河岸記念館管理運営事業」のみ「拡充」ですが、これは教育委員会側の判断によるものでしょうか。
教育総務課長	はい。「拡充」や「継続」というのは、事業を実施した課が自ら評価した事務事業評価の中で判断したものです。
冨田教育長職務代理者	市民の委員さんの感想にもありますが、文化を浸透させていくのはなかなか指標にしづらいと思います。 先ほどアクションプランの所でも申し上げましたが、例えば川越市と比べて本市は文化・歴史の財産は少ないかもしれませんが、貴重なものがあります。 これを今度どう活かしていくか、「拡充」となっていますので、しっかりと取り組んでいただくようお願いします。
教育長	ほかに御質問はございますか。
各委員	（質疑なし）
教育長	報告の内容のとおり了承してよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）
教育長	それでは、報告の内容のとおり了承いたします。 以上で、議案及び報告事項の審議を終了いたします。
	○各課からの報告
教育長	次に、各課から別件で報告しておくべき事項がありましたらお願いします。 （学校教育課長、社会教育課長、大井図書館長、上福岡歴史民俗資料館長：報告）
教育長	ありがとうございました。

	○次回の日程等
教育長	続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。 次回は、平成２９年６月２１日（水）午後６時３０分から、会場は市役所第２庁舎３階、Ｂ３０１会議室を予定しております。 なお、傍聴人の数は５名までとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
各委員	（了承）
教育長	それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に５名を限度とします。
	○閉会の宣告
教育長	以上で、平成２９年第５回定例教育委員会会議を閉会いたします。 本日はお疲れ様でした。
（１９時１９分）	